



香川県広域水道企業団
Kagawa Water Supply Authority

令和7年9月19日
香川県広域水道企業団企画調整課
担当者 木内
ダイヤルイン：087-826-6112

業務委託先元社員による水道料金等の着服について

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、県内を3つのエリアに分け「検針・滞納整理等業務」を委託しています。

この度、東讃ブロック統括センターの業務を受託している第一環境株式会社（以下「受託者」という。）の元社員1名が、受託者窓口等で収納した水道料金（下水道使用料を含む。）を着服していたことが判明しました。

なお、着服された水道料金等は、既に受託者から企業団へ入金されており、また、お客さまの被害（二重請求等）は生じていないことを確認しました。

今後、このような事案を発生させないよう、受託者に対し再発防止策の徹底を強く要請するとともに、企業団における委託業務の監督強化を図り、適正な履行を確保してまいります。

1. 事案の概要

- ・発覚日：令和7年8月30日（土）（受託者内部調査により発覚した日）
- ・着服期間：令和6年3月から令和7年8月まで
- ・着服金額：2,120,368円
（うち、8月30日時点で企業団へ未入金のもの：830,781円）

2. 経緯

- ・令和7年8月29日（金）、受託者にて収納金に疑義が生じ、社内調査を開始。
- ・令和7年8月30日（土）、受託者から企業団東讃ブロック統括センターへ電話にて第一報。
- ・令和7年9月2日（火）、受託者から報告。

収納した現金を翌営業日に企業団東讃ブロック統括センターに引き渡す際、証拠書類（領収書控え）を引き抜き、実際に収納した金額より少ない金額で引き渡していたことが判明しました。なお、後日、別途着服した現金をもって引き抜いた収納に充当して企業団へ引き渡すことを繰り返し、発覚を免れていたことが判明しました。

引き続き、受託者に対し徹底した調査を指示しました。

- ・令和7年9月10日（水）、受託者から企業団へ調査結果の報告。
被害金額が2,120,368円であることを双方で確認し、受託者に対し再発防止策の徹底を指示しました。

また、同日付けで、未入金であった830,781円を受託者より収納しました。

- ・令和7年9月12日（金）、受託者にて着服した社員を処分（懲戒解雇）。

3. 再発防止策

- ・業務フローの見直し

企業団へ現金を引き渡す当日（収納日翌営業日）に行っていた企業団用日報の作成を収納日当日に改め、2名での確認を徹底。また、証明書類として、受託者が独自で構築している収納金管理システムから出力される日計表を企業団へ提出する。

- ・受託者東讃事務所全従業員の再教育及びコンプライアンス研修の実施

- ・受託者における金銭管理の徹底

金庫の管理、日報作成作業など、金銭に関する作業の相互監視及び遠隔監視を実施

- ・受託者における内部監査の強化

企業団では、適宜、調査を行い、受託者より提出された上記再発防止策が確実に行われているか監督します。

4. その他

他のブロック統括センターにおける同一業務について調査を行い、適切に処理されていることを確認しています。